

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童・生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童・生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和 7 年(2025 年) 4 月

北海道紋別養護学校

ひまわり学園分校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等と一定の人間関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの内容

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽 はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント など、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、 様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てるなど「観衆」の存在、周囲 で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や所属集団の閉鎖性の問題等により、いじめは行 われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団 内の弱 い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度 に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向け られることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得た いという意識、⑥ 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。 そのため、一人一人を大切にしたいという意識、やさしい授業づくりや、児童生徒の人間関係を しっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍でき る集団づくりが十分でなければ、学習や 人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめ が起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人 が「い じめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それ ぞれの役割 と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。 そのため、児 童生徒の発達に段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障が いのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する 意識や正しい理解、自他 を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組 が十分でなければ、多様 性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行 われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の

期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に 長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の 期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び その保護 者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

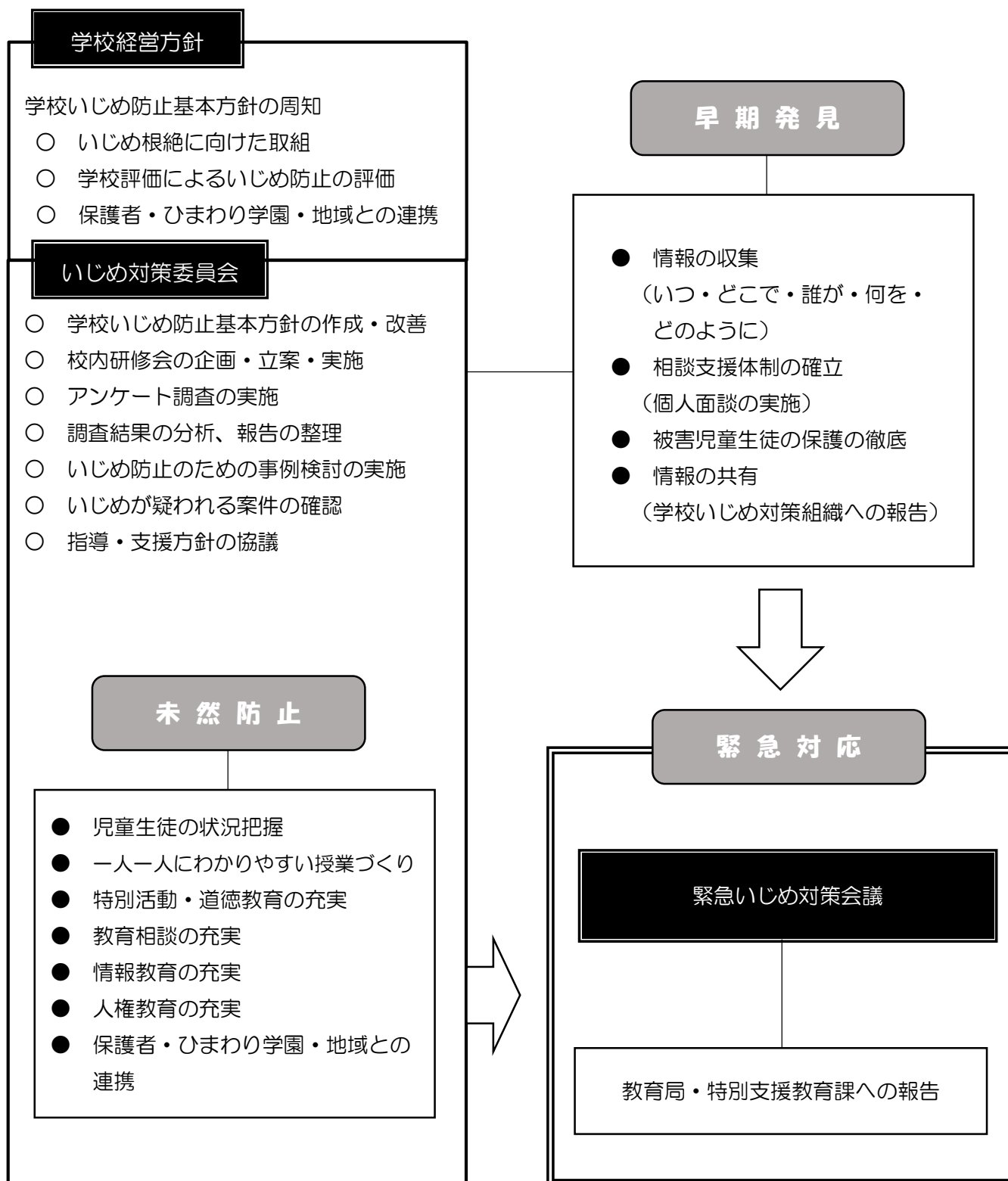
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・ 安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消 に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担 を含む対処プランを 策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校い じめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーな どを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理 的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該 いじめの被害児童生 徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組

いじめの認知

発見者 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

緊急いじめ対策会議

Stage A

対策部会

構成員

- ・生徒指導部長 ・生徒指導主事
- ・各学部主事 ・担任
- ・コーディネーター 他

Stage B

対策会議

構成員

- ・教頭 ・生徒指導部長
- ・生徒指導主事 ・各学部主事
- ・保健主事 ・教務主任
- ・担任 ・コーディネーター
- ・関係教諭 他

Stage C

重大事態会議

- ・校長 ・教頭 ・事務長
- ・生徒指導部長 ・生徒指導主事
- ・各学部主事 ・教務主任
- ・保健主事 ・担任
- ・コーディネーター ・養護教諭
- (・学校評議員 ・PTA 役員)
- ・教育委員会
- ・関係外部機関 (スクールカウンセラー等)

生徒指導主事による招集

- いじめの認知報告
- 調査の方針・方法の検討
 - ・目的・優先順位・期日・担当
- 指導方法の検討
- ・指導体制の確立
- ・指導・支援の対象と具体的な手立て
- 共有・共通理解の準備
- ・状況の把握と整理
- ・周知、説明の準備

○ 状況説明

- ・当該保護者・ひまわり学園への対応
- ・児童・生徒への説明 (全校集会)
- ・保護者・ひまわり学園への説明 (保護者説明会)
- ・報道対応

対応の手順

事実関係の把握・調査

支援方針の決定

いじめ解決への特別な指導・支援

経過観察・通常時での指導

継続

対応の継続

収束

観察の継続

職員会議

- ・情報共有
- ・対応策の検討
- ・被害児童生徒の保護

保護者・ひまわり学園

- ・状況説明
- ・対応方針の説明 (被害者、加害者の双方)

地 域

- ・協力要請

教育局

- ・報告
 - ・指導・助言
- 北海道いじめ問題審議会

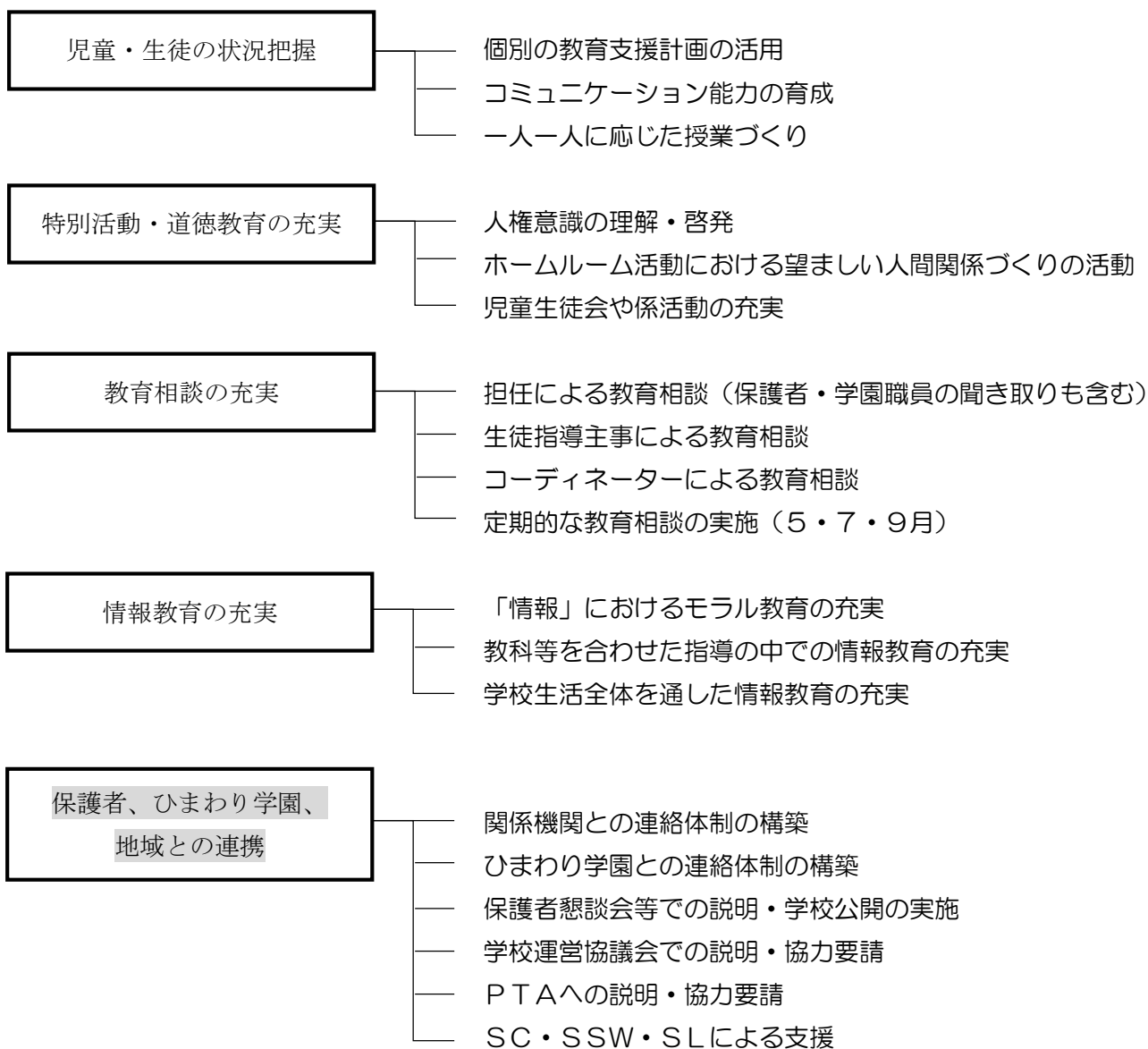
関係機関

- ・協力要請

Ⅲ いじめの予防

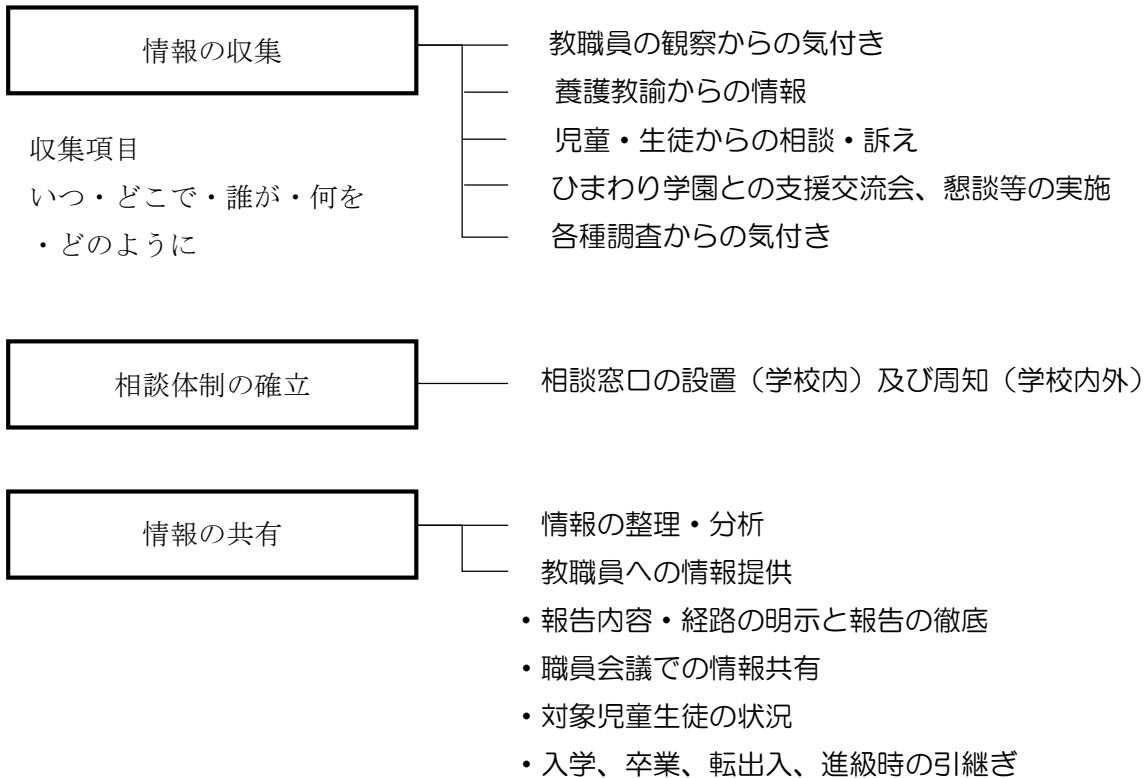
いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童・生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感及び規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童・生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



■ チェックリストの活用 ■

いじめられている生徒のサイン	児 童・生 徒 名							
サイン								
遅刻・欠席が増える								
遅刻・欠席の理由を明確に言わない								
教師と視線が合わず、うつむいている								
体調不良を訴える								
保健室・トイレに行くようになる								
決められた座席と異なる席に着いている								
給食にいたずらをされている								
給食を所定の場所で食べない								
ふざけている表情がさえない								
友達とのかかわりを避ける								
慌てて下校する								
持ち物がなくなる								
持ち物にいたずらをされている								
嫌なあだ名が聞こえる								
何か起こると特定の生徒の名前が出る								
筆記用具の貸し借が多い								

いじめている生徒のサイン	児 童・生 徒 名							
	サイン							
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している。								
ある児童・生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている								
教職員が近づくと不自然に分散する								
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる								

家庭やひまわり学園でのサイン	児 童 ・ 生 徒 名							
サイン								
学校や友達のことを話さなくなる								
友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる								
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする								
特定の友人からの誘いをよく断る								
受信したメールをこそこそ見る								
電話におびえる								
遊ぶ友達が急に変わる								
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする								
理由のはっきりしない衣服の汚れがある								
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある								
登校時間になると体調不良を訴える								
食欲不振・不眠を訴える								
持ち物がなくなったり、壊されたりする								
持ち物に落書きがある								
お金をほしがる								

V いじめへの対応

1 児童・生徒への対応

(1) いじめられている児童・生徒への対応

いじめられている児童・生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童・生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童・生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。
- 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

2 関係集団への対応

被害・加害児童・生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。
- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者・ひまわり学園への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者・ひまわり学園に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーション（保護者）、家庭的な雰囲気づくりを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者・ひまわり学園職員の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者・ひまわり学園の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。
- 両保護者間での争いが起こることのないよう、事案に関わる情報を両保護者に伝える。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者やひまわり学園への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラー等の派遣要請

(2) 警察との連携

- 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、所轄警察署に通報し、適切 に援助を求められなければならない。
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携（学校医等）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童・生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等へ送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者・ひまわり学園への啓発

- フィルタリングへの協力
- 保護者・ひまわり学園による情報端末未使用時の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付

イ 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動、ホームルーム等における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

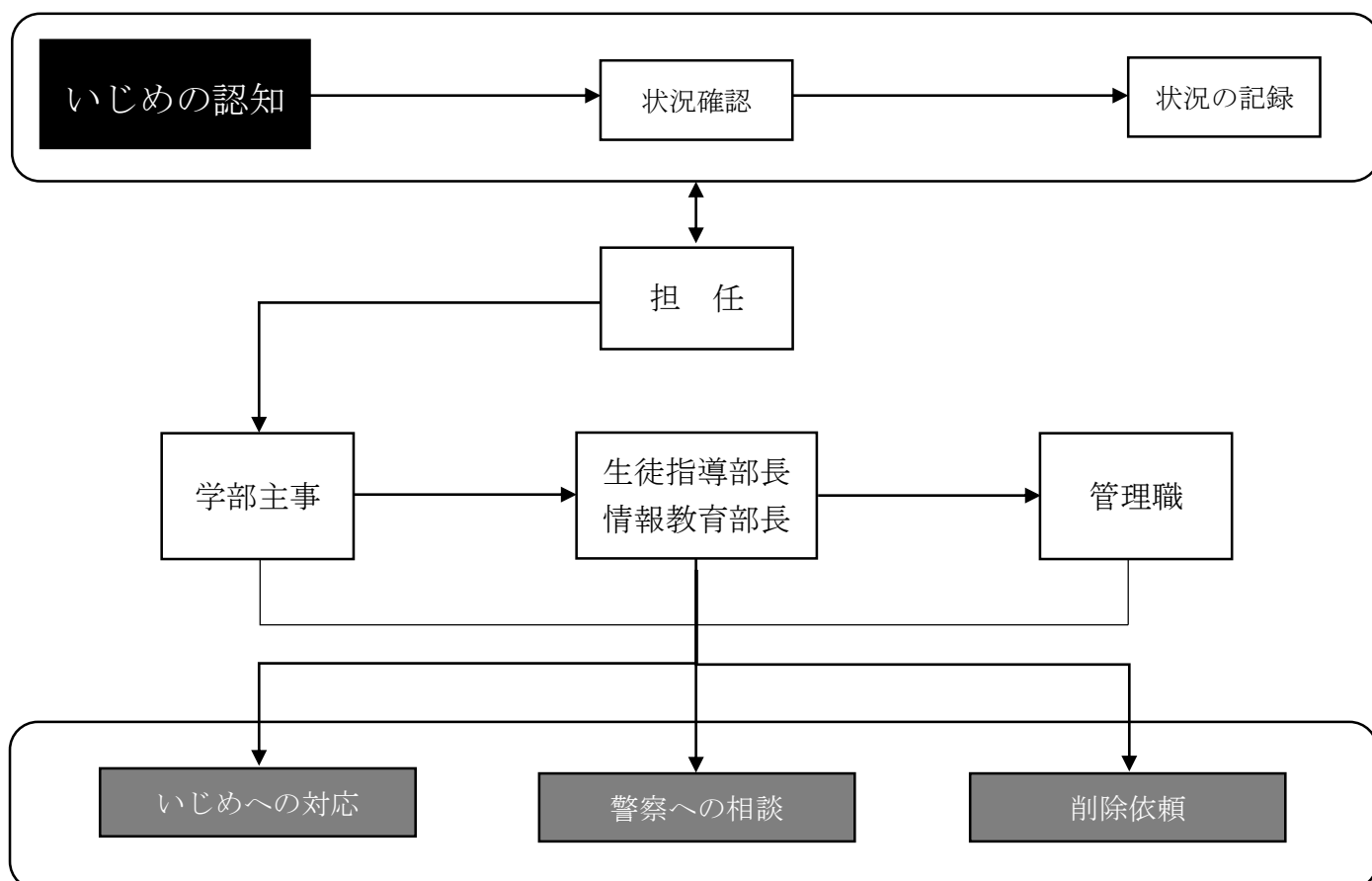
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者・ひまわり学園からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、オホーツク教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（北海道いじめ問題審議会）に報告する。

VII いじめの解消

道の基本方針では、いじめの「解消」の判断基準を設けることとし、いじめが「解消している」状態として、次の2つの要件を示している。

その1 いじめに係る行為が止んでいること

■ 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。

（※少なくとも 3 か月を目安）

■ いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

その2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

■ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

■ 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある